

令和7年6月30日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

○小野委員長 次に、継続審査中の送付6-6、工事契約に関する議員の関与について真相解明を求める陳情書の審査に入ります。

本陳情に対して委員の皆様からのご意見を伺います。いかがでしょうか。（発言する者あり）

○小林委員 これこそ継続じゃん、今やっているんだから。（発言する者あり）これ、今やっている最中だから。

○小野委員長 手を挙げて、ぜひ。

小枝委員。

○小枝委員 この件についてが先ほどの私の冒頭の発言になるんですけども、確定記録の確認、今、行政と見解が異なる、エビデンスということが言われているわけなので、そこを早急の確認した上で議論をするということをお願いをしたいと思います。

○小野委員長 ほかにご意見ありますか。

○白川委員 今、小枝委員が行政と、とおっしゃいましたけれども、私も行政と同じ立場です。というのは、裁判の一部の記録をもって全体を判断するというのは、結局、全体を判断した裁判の判断というのをひっくり返す材料にはならないんですよ。つまりそういう証言があったという事実しか分からないわけで、それをもって何か演繹して行って、こちらで何かを決めるというのは、私はかなり無理がある。むしろ危ないことではないかと思っております。

○小野委員長 はい。

ほか、ご意見ございますか。

後ほど出てきますけれども、一応確定記録の閲覧というところがまだ残された一つというところがありますので、その辺りを確認しないとというようなご意見ですとか、これはご意見が分かれるところかなと思います。ということで、本陳情の取扱いについて——はやお委員。

○はやお委員 本当に白川委員のおっしゃるように、この判断というのは厳しい、いろいろ意見が分かれるところだと思います。私はその辺のところがあるからこそ、逆に言うと、この確定記録の閲覧を基に、それなりの学識経験者の、第三者のやっぱり確認が必要なのかなと。それは当然のごとく参考招致をするような形を取りながら、ここの流れをどういうふうに踏まえるのかというのをやらなければ、白川委員がおっしゃるように手前みそで終わってしまうという点での客観性、中立性を担保するために学識経験者の判断を、出てきた結果を踏まえて、閲覧内容を踏まえて確認し、それを執行機関のほうも、私の本会議の質問の中で、委員会から出てきたものについては、それを受けて判断しますという判断でしたから、そういう話だから、またいつものとおりやれば同じことを繰り返して平行線になるんで、やっぱり中立性、独立性をやるために何らかの措置を取らなくちゃいけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○小野委員長 白川委員。

○白川委員 私もはやお委員と途中までは同じなんですけど、要するに部分で何か演繹をしたければ、それに対して別の証言者というのを呼んで照合しなければいけないんですよ。つまり部分だけで何かを判断することはできません。つまりその部分をもって既に裁判の

令和 7年 6月30日 契約にかかる不正行為等再発防止特別委員会（未定稿）

決定というのがなされて、司法判断がなされています。ということは、もうこれ、何かを演繹して物を決めなければ、100条委員会しかないということです。（発言する者あり）それ以外のことで何かをいじるというのは、私はもう危険なことだと思いますので、むしろ避けるべきだというふうに考えます。

○小野委員長 はい。ご意見ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

まあ、ご意見、様々あるとは思いますが、いずれにしても、まずは確定記録が残っているということと、それから、この委員会でやるべきことというのは、後ほども確認しますが、論点チェックリストの中の最後の一つというところがありますので、そこから先さらに何かを調査をするということであれば、また次の手段というのを考えなきゃいけないこともあるのかもしれない。

ということで、この送付6-6についてなんですけれども、ここについて引き続き何かご意見が現段階でございますか。

○小枝委員 事実確認をするということと、何というんですかね、裁判、司法の場において罪に問われたであるとか、あとは書類送検されたであるとか、そうした行為と、罪とならなかったから全てその事実がなかったというふうな考え方をしてしまうと、私たちは事実を確認する行為そのものが無駄になってしまうということで、表現の自由というのもありますから、発言をすることについてとやかくは言えないわけですが、非常に危険だ危険だというのであれば、事実を確認せずに物事を判断することのほうが危険であるということ……

○白川委員 聞いていないことは言わないでください。

○小枝委員 非常にこの委員会がやろうとすることとの矛盾も生じてしまうし、論理の飛躍はやはり控えたほうがいいのではないかというふうに私は思います。

○小野委員長 はい。

これ以上、例えば深掘りをするのであれば、ほかの委員会を立ち上げるべきではないかという、そういうご意見だったのかなと。白川委員のですね。この再発防止の中でやるべきことというのがどこまでなのかというところは確かにあるんですけども、いま一度皆様にも目的とか調査事項というところがあって、その調査事項の中で今回論点チェックリストというので一つ一つ確認してきた最後のところがあって、最後の確定記録というのを今待つ状態にありますので、引き続きそこについても全員そこは共有をさせていただきたいと思います。

ということで、この陳情についてなんですけれども、取扱いについてはいかがいたしましょうか。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 継続。はい。それでは、本陳情については継続とさせていただきます。

以上で、送付6-6の陳情審査を終了いたします。